

鹿屋市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年鹿屋市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。